

明治大学「内部質保証の方針」

自己点検・評価全学委員会
2013年3月13日制定

本学の理念・目的, 教育目標及び各種方針の実現に向けて, 恒常的に改善・改革を促進するため, 以下のとおり, 内部質保証の方針を定める。

1 方 針

(1) 部門別の点検・評価と全学的な点検・評価

自己点検・評価は, 法人自己点検・評価を含む各学部等の部門別自己点検・評価と, それらを踏まえた全学的自己点検・評価に区分して行う。

(2) 中期目標・計画に基づく計画的な改善活動の実施

自己点検・評価を補完し, 個別事項の単位で計画的に改善を進めるため, 中期目標・計画を定め, 目標指標により実績を評価する『改善アクションプラン(3カ年計画)』を恒常的に実施する。

(3) 計画と評価を連動させた内部質保証

『自己点検・評価報告書』(Check)における評価結果に基づき, 『「教育・研究年度計画書」の策定とその推進について(学長方針)』及び『教育・研究に関する年度計画書』(Plan)の策定を毎年度行い, 評価と計画, さらには予算システムと連動させたPDCAサイクルを恒常的に実施することによって大学の改善・改革を着実に推進する。

(4) 第三者評価による内部質保証の実質化

内部質保証の質を維持, 向上させるため, 第三者の視点を踏まえ, 自己点検・評価の評価を行う。

(5) 教育研究情報の適切な把握と特色や傾向の分析・公表

学生へのアンケート等を含めて, 自己点検・評価の基礎となる学内の教育研究情報の適切な把握と分析を行い, 自律的な改善・改革を推進する。自己点検・評価の結果を含め, 本学の研究活動や学修実態などの特色や傾向, また改善状況を積極的かつ分かりやすく公表する。

(6) 内部質保証システムの検証

この方針の達成状況については, 毎年度「自己点検・評価全学委員会」において検証する。達成状況に応じて, 方針の内容そのものについても検証し, 本学の内部質保証の推進にとって常に適切たる方針であるものとする。検証の結果は, 毎年度

VI 活動記録, 規程, 名簿

の『自己点検・評価報告書』を通じて学内外に公表する。

(7) PDCAサイクルの理解と深化

ニューズレターの発行や研修等により、本学教職員に対してPDCAサイクルや根拠に基づくマネジメントへの理解を深め、改善・改革を促進する組織を定着させる。また、学外団体の委員派遣等を通じ、学内評価者の育成や内部質保証システムの向上を図る。

2 組織体制

(1) 自己点検・評価 全学委員会

学長を委員長とし、内部質保証システムの基本方針、自己点検・評価の実施計画を決定すると同時に、全学的な自己点検・評価を行う。自己点検・評価の結果に基づく改善策を策定し、『自己点検・評価報告書』を公表する。

(2) 各学部教授会・研究科委員会等及び各学部等自己点検・評価委員会等

自己点検・評価全学委員会の定める方針、計画に則り、自己点検・評価を実施し、『各学部等自己点検・評価報告書』を作成する。各教授会・研究科委員会等には、「各学部等自己点検・評価委員会」が設置され、全学では、各学部・研究科、各機関別及び法人部門に約50の委員会がある。

(3) 自己点検・評価 評価委員会

理事長を委員長とし、第三者の学識経験者を含む委員会であり、『自己点検・評価報告書』を評価し、その評価結果を全学委員会に報告する。

(4) 学長室

『自己点検・評価報告書』及び「評価結果（大学に対する提言）」を基に、毎年度、『「教育・研究年度計画書」の策定とその推進について（学長方針）』を立案する。また、同方針に基づく各学部等の年度計画書、政策的経費要求書の計画を調整し『教育・研究に関する年度計画書』を策定し、理事長に提出する。学長室は、学長の指名により、各部門を所管する副学長や学長の政策を補佐する学長室専門員及び副教務部長、副学生部長等の教学役職者によって構成され、会議体として「学長スタッフ会議」を構成する。

3 関係校規

(1) 明治大学自己点検・評価規程（自己点検・評価の実施及び評価結果に基づく改善計画の策定）

(2) 学校法人明治大学予算管理要綱（『教育・研究に関する年度計画書』の作成）

以上